

要求水準書 修正対照表（令和7年7月17日公表版からの修正箇所）

修 正 前	修 正 後	備考欄
表紙 相模原浄水場排水処理施設整備事業 要求水準書（案） 令和7年7月 神奈川県内広域水道企業団 (略)	表紙 相模原浄水場排水処理施設整備事業 要求水準書 令和7年12月 神奈川県内広域水道企業団 (略)	(削除) (変更)

修 正 前	修 正 後	備考欄																																								
<p>○ 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>基本契約</td><td>本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>維持管理JV</td><td>本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>保守点検業務</td><td>各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。 なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	基本契約	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいう。	修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。	保守点検業務	各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。 なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。	<p>○ 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>基本契約</td><td>本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいい、基本協定書の締結を基本契約とする。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材または機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>運転維持管理JV</td><td>本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>保守点検業務</td><td>各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。 なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	基本契約	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいい、 基本協定書の締結を基本契約とする。	修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材 または 機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	運転 維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。	保守点検業務	各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕 または その他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。 なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。	
用語	定義																																									
...	...																																									
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいう。																																									
...	...																																									
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。																																									
...	...																																									
維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。																																									
...	...																																									
保守点検業務	各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。 なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。																																									
...	...																																									
用語	定義																																									
...	...																																									
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいい、 基本協定書の締結を基本契約とする。																																									
...	...																																									
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材 または 機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。																																									
...	...																																									
運転 維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。																																									
...	...																																									
保守点検業務	各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕 または その他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。 なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。																																									
...	...																																									
(略)	(略)																																									
<p>○ 本書の位置づけ</p> <p>神奈川県内広域水道企業団 相模原浄水場排水処理施設整備事業要求水準書 (案) (以下、「要求水準書 (案)」という。) は企業団が、相模原浄水場排水処理施設整備事業を DBO (Design Build Operate) 方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして 位置付ける。</p>	<p>○ 本書の位置づけ</p> <p>神奈川県内広域水道企業団 相模原浄水場排水処理施設整備事業要求水準書 (以下、「要求水準書」という。) は企業団が、相模原浄水場排水処理施設整備事業を DBO (Design Build Operate) 方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして 位置付ける。</p>	(削除)																																								
(略)	(略)																																									

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>第1 本事業の概要</p> <p>5 本事業に係る基本事項</p> <p>(5) 排水池からの返送水</p> <p>エ 油ならびに発泡等の、目視で確認できる異常があるもの。</p> <p>上記の水質の水が発生した場合は、その対応策を事業者が検討し、通常時並びに非常時を問わず双方協力・連携しながら対応すること。</p> <p>なお、イ～エの水質の水が発生し、浄水場着水井への返送が可能な基準を満たさない場合は、下水道に放流すること。</p> <p>その場合は、相模原市が定める下水の排除基準に適合させるよう、希釀ならびに測定等の対応をすること。下水道に放流する場合は、相模原市が定める下水の排除基準に適合させるよう、希釀ならびに測定等の対応をすること。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 本事業の概要</p> <p>1 事業の目的</p> <p>(5) 排水池からの返送水</p> <p>エ 油ならびに発泡等の、目視で確認できる異常があるもの。</p> <p>上記の水質の水が発生した場合は、その対応策を事業者が検討し、通常時並びに非常時を問わず双方協力・連携しながら対応すること。</p> <p>なお、イ～エの水質の水が発生し、浄水場着水井への返送が可能な基準を満たさない場合は、下水道に放流すること。</p> <p>その場合は、相模原市が定める下水の排除基準に適合させるよう、希釀ならびに測定等の対応をすること。</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除) (追加)</p>

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>第4 運転維持管理業務に関する要求水準</p> <p>2 運転維持管理業務</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保守点検業務</p> <p>エ 専門技術者による法定点検・精密保守点検 事業者は、相模原浄水場排水処理施設内の下記(ア)～(オ)の設備について、法令及び規則に基づき保守点検を行うこと。 なお、点検に必要な材料、機械器具、申請手数料等の費用は事業者の負担とする。</p> <p>(ア) クレーン設備法定点検</p> <p>(イ) 監視制御設備保守点検</p> <p>(ウ) 電気設備（保護継電器、自家用電気工作物を含む）保守点検</p> <p>(エ) 消防用設備保守点検</p> <p>(オ) 空調機保守点検</p> <p>(カ) その他本事業において事業者が設置する設備に必要な法定点検・精密保守点検</p> <p>(略)</p> <p>(3) 計画修繕業務</p> <p>キ 破損等による、ろ布の交換については、事業者が計画修繕として対応すること。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 運転維持管理業務に関する要求水準</p> <p>2 運転維持管理業務</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保守点検業務</p> <p>エ 専門技術者による法定点検・精密保守点検 事業者は、相模原浄水場排水処理施設内の下記(ア)～(オ)の設備について、法令及び規則に基づき保守点検を行うこと。 なお、点検に必要な材料、機械器具、申請手数料等の費用は事業者の負担とする。</p> <p>(ア) クレーン設備法定点検</p> <p>(イ) 電気設備（保護継電器、自家用電気工作物を含む）保守点検</p> <p>(ウ) 消防用設備保守点検</p> <p>(エ) 空調機保守点検</p> <p>(オ) その他本事業において事業者が設置する設備に必要な法定点検・精密保守点検</p> <p>(略)</p> <p>(3) 計画修繕業務</p> <p>キ ろ布の交換については、事業者が計画修繕として対応すること。ただし、破損等の緊急性の高い交換については計画外修繕とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

修 正 前				修 正 後				備考欄
(6) その他業務 表 4-6 水質測定項目				(6) その他業務 表 4-6 水質測定項目				
項目	測定頻度	返送可否の基準値	備考	項目	測定頻度	返送可否の基準値	備考	
濁度	連続測定	協議にて決定とする※1	<ul style="list-style-type: none"> 排水池を対象とする。 浄水場監視制御システムに測定値を伝送とする。 	濁度	連続測定	協議にて決定とする※1	<ul style="list-style-type: none"> 排水池を対象とする。 浄水場監視制御システムに測定値を伝送とする。 	
小型藻類個体数	1回/週※2	協議にて決定とする	<ul style="list-style-type: none"> 濃縮槽、排泥池を対象とする。 測定対象は植物プランクトン（主に緑藻類）とする。 粒径は $2\mu\text{m} \sim 5\mu\text{m}$ であるが、2～10 細胞が集まって群体（$10\mu\text{m}$ 程度）が形成されることもある。 また、繁殖を抑制するために、薬品の散布他の対応を事業者が行う場合がある。 	小型藻類個体数	1回/週※2	協議にて決定とする	<ul style="list-style-type: none"> 濃縮槽、排泥池を対象とする。 測定対象は植物プランクトン（主に緑藻類）とする。 粒径は $2\mu\text{m} \sim 5\mu\text{m}$ であるが、2～10 細胞が集まって群体（$10\mu\text{m}$ 程度）が形成されることもある。 また、繁殖を抑制するために、薬品の散布他の対応を事業者が行う場合がある。 	(削除)
界面活性剤濃度	適時	協議にて決定とする※3	<ul style="list-style-type: none"> ろ布交換後の排水が、企業団が定める基準値を超える場合は、返送不可とする。 	界面活性剤濃度	適時	協議にて決定とする	<ul style="list-style-type: none"> ろ布交換後の排水が、企業団が定める基準値を超える場合は、返送不可とする。 	
下水排除基準項目	適時	—	<ul style="list-style-type: none"> 下水放流する場合に測定とする。 	下水排除基準項目	適時	—	<ul style="list-style-type: none"> 下水放流する場合に測定とする。 	
目視確認	適時	—	<ul style="list-style-type: none"> 油及び発泡等の異常があるものは返送不可とする。 	目視確認	適時	—	<ul style="list-style-type: none"> 油及び発泡等の異常があるものは返送不可とする。 	
貯留率	2回/日	—	<ul style="list-style-type: none"> 排泥池、濃縮槽を対象とする。 排泥可否を判断するため、貯留率を確認する。 	貯留率	2回/日	—	<ul style="list-style-type: none"> 排泥池、濃縮槽を対象とする。 排泥可否を判断するため、貯留率を確認する。 	

(略)

(略)

別紙 13 電気設備更新図 (2/14) (参考図) 単線結線図 (1)

別紙 1～8 (実施方針 (案) 修正版から移動 内容変更はなし)

(容量)
 420V 動力変圧器盤 (1 及び 2) 変圧器 1500kVA
 420V 動力変圧器二次盤 (1-1 及び 2-2)
 MCCB 2500AF (2 か所)
 CT 2500/5A

別紙 13 電気設備更新図 (2/14) (参考図) 単線結線図 (1)
(容量)

420V 動力変圧器盤 (1 及び 2) 変圧器 1000kVA

420V 動力変圧器二次盤 (1-1 及び 2-2)
 MCCB 1500AF (2 か所)
 CT 1500/5A

(変更)

(変更)

(変更)

修 正 前	修 正 後	備考欄
(略)	別紙 22 流量計室 開口整備図 (参考図) (略)	(追加)

※スペース、改行などの修正については記載を省略とする。